

2 新型コロナウイルス感染症等の影響から生活を守る取組の充実について

【厚生労働省】

長野県の状況

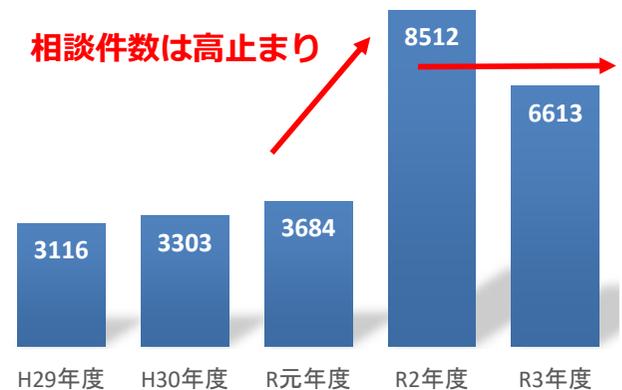
●新型コロナウイルス感染症の影響等が長期化していることにより、生活困窮者が増加

- ・長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親家庭や住民税非課税世帯等の生活困窮の度合いが深刻化
「コロナ禍におけるひとり親家庭状況調査」（回答455人）（R3. 4. 28～5. 23）
⇒ 総収入（児童扶養手当、養育費等含む）が月額20万円未満の家庭の割合が約67%となっており、コロナ影響前より9.2ポイント増加
- ・生活困窮者の課題は「生活費」「就労」「住居」についてが約8割を占め、自立に向けては、集中的な支援が必要
⇒ まいさぼの新規相談者の主な相談内容（R4. 1～3）は、「収入・生活費に関すること」が54.5%、
続いて「仕事に関すること」16.7%、続いて「住まい・家賃」8.1%「障がい・病気」7.0%と続いている

取組

○自立相談支援機関（まいさぼ）による支援

- ・県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱え、困窮されている方に対する相談支援や就労支援を実施
- ・コロナ禍で急増した相談にきめ細かく対応するため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用して、まいさぼ相談員を増員し支援体制を強化
⇒ 住居確保給付金、生活福祉資金特例貸付等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援



自立相談支援機関における新規相談件数

○ひとり親家庭への支援を実施

- ・低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を給付
（R3年度：2,534件、189,300千円）
- ・ひとり親家庭の養育費確保を支援するため、弁護士による法律相談「ひとり親家庭養育費専門法律相談」を実施
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員を配置し、相談者に寄り添う同行支援や企業訪問等、ひとり親家庭への就業支援を実施（R3年度：就職者93人）

課題

- コロナ禍により、個人事業主や若者など新たな相談者層が顕在化するとともに、相談者が抱える課題もより複雑で困難なものとなっているため、相談者の自立に向けては、**それぞれの支援ニーズに応じたきめ細かな支援を継続的に行なうことが極めて重要であり、今後も自立支援相談機関における体制強化の継続が必須**
- 依然として非正規雇用労働者等が解雇や雇止めにより住居の確保に困難を抱える事例が後を絶たない中、安心して求職活動ができるよう、**安定した住まいの確保支援が重要であるが、住居確保給付金の支給対象者や支給要件が限定的であり、十分なセーフティネットとなっていない**
- 生活福祉資金特例貸付の償還が令和5年1月から開始予定であるが、長引くコロナ禍や物価高騰の影響で生活に困窮される方は依然として多く、**貸付金の返済が生活の立て直しの支障となるおそれ**
- 今年度も低所得の子育て世帯へ生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付が行われているが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、**ひとり親家庭の経済的困窮が継続している**

提案・要望

1 自立相談支援機関の体制強化

困難を抱えて困窮している方に対する相談支援や就労支援を継続的に実施するため、地方自治体が自立相談支援機関の体制強化を機動的に行うことができるよう、**自立相談支援事業の上限枠を上げるとともに、セーフティネット強化交付金の継続など十分な予算措置を講じること**

2 住居確保給付金の拡充

収入減少により生活にお困りの方が安心して求職活動ができるよう、**住居確保給付金の再支給で特例措置とされている「解雇以外の離職や休業に伴う収入減少」を初回及び延長時と同様に恒久化すること**
あわせて、賃貸借契約を締結しない社員寮に入居している**派遣労働者等も支給対象とするなど、更なる支援の拡充を図ること**

3 生活福祉資金の償還免除要件の緩和と償還猶予制度の弾力的な運用

生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、**借受人の収入実態等に基づき判断するなど、更なる緩和を図ること**

また、償還が困難となった方への**償還猶予制度を弾力的に運用するなど、貸付金の返済が生活の立て直しの支障とならないよう対策を講じること**

4 ひとり親家庭の生活実態の把握と必要な経済的支援

ひとり親家庭の生活実態を把握し、必要に応じて児童扶養手当の臨時的な増額等の措置を講じること